

相模原市農業委員会第14回会議議事録

開 会 日 時 令和8年4月30日 午後1時45分

閉 会 日 時 令和8年4月30日 午後3時50分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

1	齋 藤 孝 之	⑧	西 東 邦 雄	⑮	高 橋 三 行
②	築 地 原 優 二	⑨	鈴 木 輝 彦	⑯	加 藤 通 一
③	阿 部 健	⑩	菱 山 喜 章	17	檜 島 真
④	黒 木 竜 郎	⑪	斉 藤 嘉 之	⑱	菊 地 原 靖
⑤	藤 村 達 人	⑫	木 下 賢 一	⑲	大 塚 優 子
⑥	渋谷 久 夫	⑬	志 村 佳 男		
⑦	山 口 幸 男	⑭	岸 義 之		

出席委員 17名

欠席委員 2名 (1番齋藤孝之委員、17番檜島真委員)

傍聴人 0名

事 務 局 眞柄仁美 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席10番

議席16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
4	議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
5	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
6	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
7	議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
8	議案第 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
9	議案第 7 号	農用地利用集積等促進計画の要請について
1 0	議案第 8 号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
1 1	議案第 9 号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
1 2	議案第 1 0 号	令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について
1 3	報告第 1 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
1 4	報告第 2 号	農地所有適格法人の報告について
1 5	報告第 3 号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
1 6	報告第 4 号	非農地証明書の発行について
1 7	報告第 5 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 8	報告第 6 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第14回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、1番齋藤孝之委員、17番檜島真委員より欠席の旨、通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、10番菱山喜章委員、16番加藤通一委員を御指名いたします。

本日、会議の傍聴希望者はないため、引き続き、議事を進行します。

それでは、これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

眞柄事務局長に報告いたさせます。

事務局（眞柄事務局長兼次長）

それでは、令和8年3月30日から令和8年4月29日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧ください。1の会議につきまして、初めに、県関係でございます。

4月15日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からの報告は8件となっております。

同日、かながわ農業委員会女性協議会第15回総会が開催されまして、大塚委員が出席しております。内容につきましては、令和7年度活動報告（案）ほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

3月30日、農業委員会第13回総会を行いまして、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

4月6日、地域計画協議の場が開催されまして、農業委員3名、農地利用最適化推進委員2名が出席しております。内容につきましては、地域における農業の課題の共有についてほかでございます。

4月14日、第4回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、農業委員15名、農地利用最適化推進委員17名が出席しております。内容につきましては、令和8年度農業委員会事務局職員体制についてほかでございます。

4月21日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

会務報告がされました。何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程２ 第４回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（阿部会長）

続きまして、日程２「第４回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。
事務局に報告いたさせます。

事務局（清水総括主幹）

それでは、４月１４日に行われました第４回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（３）について、令和８年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見への県からの回答について、農地転用完了後の土地の使用方法に関して意見がありました。

また、議題（４）令和８年度最適化活動の目標設定等について、遊休農地の解消に関する記載方法について意見がありました。

以上で、第４回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

〔 はいの声 〕

議長（阿部会長）

それでは、以上で第４回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程3議案第1号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1から3-5及び3-1001から3-1002は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和8年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページから4ページを御覧ください。

収受番号3-1及び3-2は、農地所有適格法人である譲受人が、相模原市緑区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区大島の畑、797㎡と1,185㎡の2筆です。今後、ビニールハウスを設置し、キュウリを施設栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地42筆、54,798㎡は適切に管理されております。役員1人以上の農作業常時従事要件については、代表取締役が300日で、農地所有適格法人の要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-3は、相模原市緑区に住む譲受人が、相模原市緑区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区大島の畑、1筆、1,053㎡です。今後の作付は、大根や白菜など露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地6筆、4,065㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が310日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-4は、相模原市南区に住む譲受人が、相模原市南区に住む譲渡人が所有する農地について、新規参入のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区新戸の田、4筆、2,583㎡です。今後の作付は、水稻を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、譲受人は親族の農地で8年間、

農作業に従事しており、令和8年3月24日に新規就農者認定書を交付しております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-5は、相模原市南区に住む譲受人が、相模原市南区に住む譲渡人が所有する農地について、親族間の財産整理のため、所有権移転を受けるための申請です。譲受人は譲渡人の子に当たります。両者は同居しており、農業を営む世帯内での所有権移転となります。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区新磯野の畑、3筆、2,477㎡です。今後の作付けは、キュウリ、ジャガイモなど露地野菜とヒマワリを栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地5筆、3,930㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が150日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の2件について御説明いたします。

収受番号3-1001及び1002は、相模原市緑区に住む譲受人が、相模原市緑区及び埼玉県狭山市に住む譲渡人の農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。申請地は、緑区城山の畑、2筆、1,364㎡です。今後の作付けは、ネギ、ジャガイモ等の露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件について、経営農地13筆、8,705㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上につきましては、譲受人が150日、妻が50日で要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しております。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、過日、地区担当委員さんに、それぞれ現地調査をしていただいております。

収受番号3-1、3-2、3-3について、緑区担当、山口幸男委員、補足説明や御意見をお願いしたいと思います。

7番（山口委員）

それでは、3-1と3-2、3-3について報告します。4月19日に小俣推進委員と一緒に現地を見てまいりました。3-1、3-2については、北側、西側、南側は道路に接していまして、現在、既に作付けがされて、非常にきれいに管理されております。

全く問題はありません。ただ、南の道路側の境の表示がちょっと分かりづらい、それだけしっかりしていただければ問題ないと思います。

3-3についても同じような状況で、作付はされていなかったですけども、きれいに管理はされておりました。ここも南側の道路際の境の表示がちょっと分かりづらかったので、ここだけしっかりしてもらえれば全く問題ありません。

以上です。

議長（阿部会長）

収受番号3-4、3-5について、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

11番（斉藤委員）

4月19日に推進委員さんと一緒に農地を確認してきました。本人は義理の父親の下で10年間ぐらい田んぼを耕していたんですが、今度、本格的にやりたいということで譲り受けることになりました。地主さんも高齢なので、このまま続けていただければと思います。

3-5は新磯野で、周りは雑地になっていたり、耕作されていないところが多いんですが、親と一緒にここで野菜などを作っていることを確認しました。親子間での所有権移転なので問題ないと思います。

以上、よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-1001、3-1002について、城山地区担当、齋藤孝之委員にお願いしておりますが、本日、欠席でございます。同委員から報告を受けております。

落合推進委員と現地調査を行い、いずれもしっかりとした畑で、耕せば露地野菜の生産に適しているため、問題はないとのことでございます。

以上でございます。

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、その前に、先ほどの境界の分かりづらいというところ、確認をしていますか。

事務局（武信総括副主幹）

境界の確認につきましては、事務局で譲受人にしっかりと伝えるようにいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

それでは質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3 議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4 議案第2号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和8年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号4-1は、申請人が所有する相模大野1丁目の農地、1筆、2,478㎡のうち、562.18㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、申請者が所有する隣接した貸駐車場を敷地拡張するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、北側及び東側に土留め鋼板を設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は丸屋公園の北約50mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見がありましたら、お願いいたします。

6番（渋谷委員）

21日に古木委員と一緒に現場の調査をしてきました。ここは相模大野駅から歩いて15分ぐらいで来られるような土地となっております。境界も全部入っていますし、鋼板土留めをするのは奥側となり、この写真から見ると左側の隣地に土留め板と畑の境界の線がありましたので、そこに設置するのであらうと思われます。そのことから、周辺にも影響はないので、問題ありません。よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第２号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程４議案第２号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5 議案第3号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1001から5-1003は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和8年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の3件について御説明いたします。8ページから9ページを御覧ください。

収受番号5-1001は、譲受人である有限会社興建が、譲渡人が所有する緑区長竹の農地、2筆、567㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、解体業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、現在使用中の資材置場及び駐車場が手狭となったため、新たに資材置場及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北東側及び南東側は車両出入口を除き、波板鋼板を設置、北西側及び南西側は既存の縁石を利用する計画です。雨水につきましては、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は串川中学校の南東約900mです。

続きまして、収受番号5-1002は、借受人である平井工業株式会社が、貸出人が所有する緑区長竹の農地1筆、945㎡のうちの一部、478.50㎡に賃借権を設定し、資材置場及び駐車場として一時転用するための申請で、期限は令和8年10月30日までです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、神奈川県企業庁発注の県道513号の地下埋設水道管更新工事を請け負ったことから、施工するに当たり、隣接地に仮設資材置場及び工事車両用の仮設駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東側の車両出入口を除き、土留め鋼板を設置するとともに、ネットフェンスで周囲を囲う計画です。雨水につきましては、敷地内は鉄板敷きといたしますが、雨水が浸透するよう隙間を空けた施工として、外周部は土のままの状態です。敷地内浸透とする計画です。申請地は串川中学校の北東約170mです。

続きまして、収受番号5-1003は、借受人が、貸出人が所有する緑区又野の農地、1筆、1,224㎡に賃借権を設定し、犬の運動場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、申請地の北西隣接地は

令和7年7月の総会に諮った自己住宅及び犬の運動場の許可済地になりますが、事業開始から日増しに依頼が増え、犬の預かり件数が多くなったとともに、中型から大型の犬種が多いことから、運動場スペースを拡張するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、波板及び高さ2メートルのフェンスを設置する計画です。雨水につきましては、土及び芝生の植栽により敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原西メディカルセンター急病診療所の西約700mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。本件についても、各地区担当の委員さんに現地調査をしていただいておりますので、補足説明、御意見を伺いたいと思います。

収受番号5-1001、5-1002について、津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いいたします。

18番（菊地原委員）

5-1001及び5-1002については、4月23日に、事務局の案内で現地調査をいたしました。また、別の日に長谷川推進委員も現地を調査して確認しております。

5-1001につきましては、所有者が亡くなって随分経つんですけれども、その間ずっと耕作されずにおりました。それで今、荒れた状態になっているんですけれども、ここを整理して資材置場にすることです。二方は道路でありまして、東側も農地ではないので、きちんと境界を明確にすれば、資材置場に利用できるのかなと思います。ただ、進入路が決して広くはないので、その辺は注意して車両を通行させるよう、業者には伝えていただきたいと思います。

5-1002につきましては、水道工事の資材置場の一時転用ということですので、特段、問題はないかと思います。ただ、畑を全部、一時転用するわけではなく、945㎡のうち、約半分になっております。半分ですので、きちんと境をつくって、工事が終わった後は、きちんとまた畑に戻すよう、指導していただきたいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1003について、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

19番（大塚委員）

4月26日に事務局の案内で高城推進委員と2人で見てまいりました。特段、周辺への影響もないと思いますので、事務局の説明のとおりでよろしいかと思います。

議長（阿部会長）

事務局、5-1001について、地区担当の委員から道路が狭いとの御意見がありました。業者への指導はどうでしょうか。

事務局（山下所長）

菊地原委員から御指摘がございましたとおり、東側の道路から北側へ抜ける道が一部狭いところがございますので、譲受人の事業者へは、南側から国道へ抜ける南西側の道路を使うよう、指導してまいります。

以上です。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。
それでは、採決をさせていただきます。
議案第3号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。
よって日程5 議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第4号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、19番大塚優子委員には、恐れ入りますが、御退席を願います。

19番 大塚優子委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程6議案第4号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1004は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和8年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件について御説明いたします。11ページを御覧ください。

收受番号5-1004は、譲受人の有限会社丸久興運が、譲渡人が所有する緑区中野の農地、2筆、842㎡の所有権移転を受け、事務所及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、運送業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、現在使用中の事務所及び駐車場が手狭となったため、新たに事務所及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、土留め鋼板及び単管パイプを設置し、東側は既設のコンクリートブロックを利用する計画です。雨水につきましては、砂利敷きによる敷地内浸透とし、汚水は公共下水道へ接続する計画です。また、筆と筆の間にいわゆる赤道がありますが、土木事務所から払下げを行います。なお、申請地は用途地域が指定されており、第2種住居地域です。申請地は、ばらの花幼稚園の東約110mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんに補足説明や御意見を伺います。

津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いいたします。

18番（菊地原委員）

4月23日に事務局の案内で現地を調査いたしました。国道に面しており、こういう形で利用されるのはやむを得ないのかなと思います。ただ、西側に農地が残るというこ

となので、その農地との境界などについては、しっかりと確認を進めていただきたいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

いいですか、何か補足がありましたら。

事務局（山下所長）

西側に畑が残りますので、境界には土留め鋼板及び単管パイプを設置し、境界を明確化する計画です。

以上です。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

16番（加藤委員）

赤道があって払下げと説明がありましたが、そのときに入れなくなる土地って出てこないんですか。申請地西側の畑は、南側の道路のところまで同じ所有者なのか。

事務局（山下所長）

西側の畑は同一の方の所有ですので、南側道路から入れます。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。同一地主ということで。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第4号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、19番大塚優子委員には御着席をお願いいたします。

19番 大塚優子委員 着席

日程 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程 8 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程 7 議案第 5 号及び日程 8 議案第 6 号につきましては、関連議案になります。2 議案一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第 5 号及び議案第 6 号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

まず初めに、本件の概要について御説明いたします。

議案第 5 号及び議案第 6 号につきましては、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置するもので、太陽光パネルの支柱部分を転用面積とした第 5 条の一時転用許可申請と、上部に設置する太陽光パネルに係る第 3 条による区分地上権設定の申請を許可するものになります。第 5 条許可申請につきましては、電気事業者との契約ごとに 1 事業で計 7 件、第 3 条許可申請は所有者ごとになりますので計 9 件になり、第 5 条許可申請の借受人と第 3 条許可の権利設定者がいずれも同一ですので、一括審議とするものです。

それでは、まず、議案第 5 号について御説明いたします。12 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5－1005 から 5－1008 及び 5－1010 から 5－1012 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 8 年 4 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13 ページから 25 ページを御覧ください。

收受番号 5－1005 から 5－1008 及び 5－1010 から 5－1012 の借受人は、いずれも、たまエンパワー生活クラブ東京つくい発電株式会社で、耕作者は、いずれの申請地も利用権設定を受けている農地所有適格法人である株式会社さがみこファームです。営農作物は、收受番号 5－1005 がブルーベリーで、それ以外の 6 件は津久井在来大豆を栽培する予定です。なお、いずれも一時転用期間は、令和 8 年 5 月 7 日から令和 18 年 5 月 6 日までの 10 年間です。

まず、收受番号 5－1005 は、緑区青野原の農地 1 筆、1,613 m²のうち、営農型太陽光発電設備における支柱部分の面積である 0.48 m²に賃借権を設定し、一時転用許可申請するものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案

内図は22ページになります。

続きまして、收受番号5-1006は、緑区三ケ木の農地、4筆、3,072㎡のうち、一時転用面積は0.52㎡です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は24ページの南側になります。

続きまして、收受番号5-1007は、緑区三ケ木の農地、4筆、3,149㎡のうち、一時転用面積は0.54㎡です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は24ページの中ほどになります。

続きまして、收受番号5-1008は、緑区三ケ木の農地、2筆、1,821㎡のうち、一時転用面積は0.38㎡です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は24ページの北西側になります。

続きまして、收受番号5-1010は、緑区三ケ木の農地、4筆、2,446㎡のうち、一時転用面積は0.49㎡です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は26ページの中ほどです。

続きまして、收受番号5-1011は、緑区三ケ木の農地、2筆、2,585㎡のうち、一時転用面積は0.54㎡です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は26ページの北西側です。

続きまして、收受番号5-1012は、緑区三ケ木の農地、2筆、2,647㎡のうち、一時転用面積は0.48㎡です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は26ページの東側になります。

続きまして、議案第6号について御説明いたします。26ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1003から3-1011は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和8年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、27ページから32ページを御覧ください。

收受番号3-1003から3-1011は、権利設定者のたまエンパワー生活クラブ東京つくい発電株式会社が、緑区青野原及び三ケ木の農地、19筆、計17,333㎡について、営農を継続しながら、その上部に太陽光パネルを設置することに伴い、区分地上権を設定するものです。現地の状況、案内図は議案第5号と同一ですので割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、各地区担当委員さん、補足説明や御意見を伺いたいと思います。

收受番号5-1005及び3-1003については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

10番（菱山委員）

4月26日に、柳川推進委員と一緒に現地調査に行ってまいりました。事務局の説明のとおりですけど、耕作者のさがみこファームは、申請地からすぐ東側の国道より少し北側でも、同じ営農型太陽光発電でブルーベリーを栽培しており、よくできているので、

何ら心配ないと思います。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5－1006から5－1008、5－1010から5－1012及び3－1004から3－1011については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

19番（大塚委員）

4月26日に、事務局の案内で高城推進委員と一緒に見てまいりました。最近、一部は作っていましたが、長らく作っていない、耕作者が高齢化したり亡くなったりというような畑で、なかなか後に続かなくて、こういう話があり、皆さん、会に集まったときに、いいのではないかという意味の下に、こちらに賛成して、承諾したようです。住宅が1軒だけ挟まれている土地があるんですが、本人がよければ致し方がないかなというところもあります。あとは事務局の説明のとおりで、営農型にして、大豆がうまくできればいいなとは思っておりますけれども、問題はないと思います。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番（藤村委員）

先ほど、地図の24ページの真ん中より少し上のぼつんと1軒、太陽光発電設備の中に置かれるような状況なので、本人がいいと言えればいいけど、環境としては全然よくないと思うが、その辺はどうだろうかというのが一つ。

もう一つありますけど、先に今の話はどうか。

事務局（山下所長）

周辺の土地所有者や居住者へ説明をしております、この住宅には高齢の方がお一人でお住まいのようですが、娘さんが頻繁に来られているようで、その娘さんも含め説明し、分かりましたということで了解を得ていると聞いております。

以上です。

5番（藤村委員）

もう一つは営農型、それから農業委員さんの現地調査のコメントにもありましたように、あまり良好に使われていないところが有効に使われるということではプラスですが、私もずっと言っていますけど、営農型のシステムというか、下の畑でどのくらいうまくできるかというものに対しては、懐疑的というか、その結果をきちんと見せてくれというような気持ちがあります。津久井在来大豆は大丈夫かなと。私個人としては、元科学者だから、やるなら証拠が欲しい。大豆は光が半分でも大丈夫だよというような話、あまり聞かない。チャレンジでやってみるというのはいいけど、チャレンジで失敗してしまったら、営農型は続けられなくなる。

ブルーベリーに関しては、本人もよくできるということを言われているし、周りの方もそう見ているようで、この話を始めた頃にブルーベリーはうまくできるよというのを持ち上げた人がいるので、それはそれでいいかもしれないけど、大豆に関しては、どうぞおやりくださいと我々が丸をつけて返すというのも、少しいかがなものかなと思いますけど。

議長（阿部会長）

事務局、どうですか。

事務局（山下所長）

津久井在来大豆に関しましては、借受人は初めて耕作するということですが、津久井在来大豆を栽培している認定農業者から研修を受けて、学びながら栽培していくと伺っています。藤村委員もおっしゃっていましたが、申請が許可されて、設備を設置した後、毎年、前年中の農作物の収穫状況、営農状況を報告することとなっており、その際の報告内容が適切であるかを確認いたします。確認により、地域の平均的な反収と比較して2割以上減少している場合、それから、農作物の品質に著しい劣化が生じている場合、適切に営農が継続されていないと判断いたしまして、改善指導を行い、それでも改善されない場合は設備撤去の指導を行うこととなりますので、事務局でもしっかりと報告させ、大豆ですと秋に実っていると思いますので、現地で収穫状況も確認いたしまして、写真なども撮って、必要に応じて、総会で御報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

5番（藤村委員）

ブルーベリーの場合、何年かかったか、随分長い間、収量ゼロという形で、様子見ましようということでしたんですけど、大豆だと、即答えが出てしまうんですよね。厳密にやったら、即アウトになってしまうんだよね。そこは少し危険ではないかなと。我々はどういうふうに見ていくかですね。

事務局（山下所長）

まず今年度、許可の後、設備や架台、パネルなどの設置工事を行いまして、畑は草刈り、耕うんなどをしまして、大豆につきましては、令和8年6月から植付けをして、11月頃収穫ということですが、10アール当たり概ね100キログラムぐらい収穫できると借受人から申請がございますので、その辺を目安に確認をしたいと考えております。

以上です。

5番（藤村委員）

大豆で大丈夫だよという話を私は知らないんだけど、言わば1年間で答えが出るので、即アウトですよね。ただ、我々はむしろ優しい目で見て、やはり大豆は駄目だったんだ、ブルーベリーならうまくいくよ、ブルーベリーでやらせてくれと書き換えてもいいかなということとはできるのか、それとも、即アウト、レッドカードが出て、おしまいということになると思うんだけど、そこは我々も準備しておかないと。

議長（阿部会長）

事務局、どうですか。

事務局（山下所長）

いわゆる、すぐにレッドカードという形ではなくて、改善の指導を行いますので、経過を見る期間、イエローカード的な期間がございます。

5番（藤村委員）

そこは事務局も、それから近隣の農業委員も見て、適切にその目標に向かって努力されているということを確認すればイエローカードで済むというような理解でよろしいでしょうか。

事務局（山下所長）

そのとおりです。あと、パネルによって遮光されてしまうということでございますが、米や麦、大豆は、一定の遮光の状況でも、十分に栽培できるようですので、2割より減少せずに収穫ができるものと考えております。

以上です。

15番（高橋委員）

私も少し勉強してきました。全国農業新聞4月17日号に載っているんです。それで、まず聞きたいのが、ここの農地区分というのは、5-1005は2種農地ですが、他は農用地区内と書いてあるではないですか。これは地域計画の中に入っている。ということは、地域計画の中に入っている農地は、太陽光パネルをする場合に、近隣の農業者の承諾を得なければいけないとあるんですね。それは得ているんでしょうか。

事務局（山下所長）

こちらは非線引き区域でして、青野原以外の三ケ木の申請は、農用地で、いわゆる青地になります。相模原市の場合、地域計画の区域は青地と基本的にイコールでございますので、地域計画の範囲になります。津久井地域ですと令和7年9月12日と令和8年1月29日に協議の場を開催しておりまして、その中で、地域計画内の農地に営農型太陽光発電設備ができるが支障がないかということを確認しており、特に支障がないということで、その協議の場で、三ケ木の筆を含めて確認をされております。

以上です。

15番（高橋委員）

それはきちんと承諾書という許可のサインとかはもらわなくてもいいのか。本来ならば、そういう承諾書のサインをもらったものを出してもらうというのが我々審査する側として当然ではないかなと。ただ、そういう説明会をしました、みんな、しょうがない、では、いいや、それではちょっと納得できないと私は思います。いかがでしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

法定計画になっている地域計画の協議の場で、営農型太陽光発電だけではなく、農業用施設を造るとか、その場で協議をして承認を得たものについて、地域計画の計画の中に位置づけをして、農政課が公告をしますので、その時点で変更承認という形になります。

15番（高橋委員）

変更承認というのは、1回ここで許可を得てから、農政課が周りの地域の人たちに聞くということですか。

事務局（武信総括副主幹）

許可を得る前に、協議の場に諮って、その結果を受けて、農地転用許可の申請をしています。

15番（高橋委員）

もう、それは許可を得ていると。

事務局（武信総括副主幹）

協議の場で承認されたものになります。

15番（高橋委員）

農業上の利用者に支障が生じるおそれがないと合意を得ていることと。

事務局（武信総括副主幹）

はい。合意を得たものが申請に上がっています。

15番（高橋委員）

次の質問、いいですか。

議長（阿部会長）

はい。

15番（高橋委員）

先ほど言われた農地は8割の収穫でいいですと。損失の2割分は、畑をやる人に支払わなければいけないというのがありますね。その支払い方がどういう計算になっているのか。農地所有者と耕作者と違うではないですか、また太陽光発電業者とその辺のお金の配分についても、きちんと提出されているのかお聞きしたい。

事務局（山下所長）

高橋委員がおっしゃっている農業新聞に載っていたのは、今、検討しているものでして、現在は、減収分の2割を所有者へという仕組みはございません。

以上です。

15番（高橋委員）

それは耕作者が請求をせずに、もう当たり前に8割に減で納得すると、そういうふうになっているんですね。でも、それはそうでは駄目だよと、こちらから、その2割を耕作して収入が減るんだから、あなたたちは太陽光発電でそれだけの利益を得るんだから、これだけよこしなさいよと我々農業委員会としても指導していかなければいけないのかなと。これからどうのこうのではなくて、その辺をしっかりとお願いしたいと思います。

議長（阿部会長）

事務局、どうですか。

事務局（武信総括副主幹）

新聞に書かれているものにつきましては、国が検討協議会を立ち上げて検討している内容になります。高橋委員が言われるように、2割減になるものについても2割減がいいよというわけではなく、2割減少であれば許容範囲ということになりますので、多く作れる分には多く作るような指導というのは必要だと思っています。今後、収穫量については、事務局できちんと指導はしていくつもりでおります。

15番（高橋委員）

そういう意味で言っているのではなくて、収量が減る分は、営農型太陽光発電をやっている業者が耕作者にそれだけ払ってあげるように指導していったらいかがですかという問いかけです。よろしくお願いします。

事務局（武信総括副主幹）

審議している営農型太陽光発電につきましては、土地所有者イコール耕作者になっていません。利用権設定した法人耕作者と区分地上権設定した売電事業者が、同じ代表取締役の法人がやっている形になります。土地所有者イコール耕作者がいて、そこに営農型太陽光発電を発電事業者が設置する場合につきましては、収益については賃借料の中で手続をしていくという形になりますので、そこがきちんとした契約になっていない場合には、事務局として、しっかり指導していきます。

15番（高橋委員）

はい。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

15番（高橋委員）

はい。

5番（藤村委員）

1つ前の高橋委員の質問に対しての事務局側の答えで、周辺の農家の承認を得たのかという言葉尻を捉えるようだけど、協議の場で承認されたので話が進んでいると。ところが、想像するに、協議の場に、どれだけ地主さん、農家さんが参加されていたのか。ゼロということもあるように聞いているんだけど、そこはどうですか。

事務局（山下所長）

津久井地域の協議の場は、9月の半ばと1月下旬に開催いたしました。それぞれ30名程度、農家の方が出席しております。

以上です。

5番（藤村委員）

それで、その場で、そういった形でこの農地が使われるということは話に出たということですね。

事務局（山下所長）

当日資料の中に地図等で示し、御説明して、地域計画の範囲に支障が生じるかどうかということで諮りましたが、特に支障が生じるという意見はございませんでした。

以上です。

2番（築地原委員）

質問含めて、案内図の24ページに対象農地に斜線が引いてあって、ここは農振農用地区域だという説明ですけど、それ以外の農地では、主に畑地だと思うんですけども、どんなものを栽培されていますか。なおかつ、申請地の作付は大豆ということを確認させてください。

事務局（山下所長）

案内図24ページの5-1008、5-1007、5-1006ですが、いずれも津久井在来大豆を栽培する予定です。

2番（築地原委員）

分かりました。その周りの農地では、現状、同じく大豆は栽培されているんですか。

事務局（山下所長）

三ヶ木周辺では露地野菜が主に栽培されている状況です。

2番（築地原委員）

その上で、やはり全国的に、営農型では麦、大豆等はかなり苦戦しているようですね。さっき高橋委員からあった話も、この間、規制強化の方向で、2年前に指針を見直して、さらに今年度中くらいに見直しをしてさらに強化していく方向ですので、やはり、その際に、栽培状況とか、加えて2年前の指針では、収支状況も報告していきましょう、販売まで考えていきましょうという流れになっていますので、私は津久井在来大豆と地域の振興という面では、ぜひ成功してほしいと思います。認定農業者の指導を受けて取り組まれる、非常にいいことだと思うので、ぜひ、毎年の点検に加えて、津久井在来大豆

の振興みたいな視点、加工されて、直売所だったり、いろいろな販路を工夫していく、そういったところも支援してあげるような地域での取組にしていったらいいかなと思いますので、うまくいく方向で支援すると同時に、当然、指導としては厳格化される方向があるので、そこを踏まえながら、10年の期間があるので、間違いなく新基準で適用されていきますから、そういうのも念頭に置きながら、支援型で進められればいいのかなと思いますので、手続をしっかりと踏んだ上で進めていただけたらどうかなと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

事務局、何かありますか。

事務局（山下所長）

今、築地原委員からお話がありましたとおり、事務局でも今後現地へ行きまして、農業委員の方にも一緒に見てもらうなど、津久井在来大豆が順調に育っているかどうかなども含めて、栽培状況を随時、確認していきたいと思います。

以上です。

15番（高橋委員）

以前に営農型の際に意見を言ったが、今どんな感じになっているか、少し知らせていただければと思います。

事務局（山下所長）

昨年度の冬の時期だったと思いますが、きちんとブルーベリーが実っている写真を示すべきだとの御意見がありましたが、これからブルーベリーが実りますので、現地で実っている写真を撮りまして、お示ししたいと考えています。

15番（高橋委員）

そうではなくて、二、三か月前に議案に出た案件のところがどういう進展具合なのか、この同じ事業者がやっているではないですか、そこを言っているんですよ。その前のところが今どういうふうに進展しているのか、そこをお伺いしたい。

事務局（山下所長）

営農型で直近のものは、青野原の最初の営農型のもので、当初の3年間の一時転用期間が終了するため、10年間の更新を行った案件です。

15番（高橋委員）

その案件ではなく、ほかの案件のことを言っているのですが。

議長（阿部会長）

それでは、事務局に調べさせますから、ここで暫時休憩いたします。至急、確認をさせます。

[休 憩]

議長（阿部会長）

それでは、会議を再開いたします。

事務局、発言を求めます。

事務局（山下所長）

直近の営農型太陽光発電設備の許可申請は、11月に一時転用許可の更新の手続をしたものでございます。この時の借受人は、たまエンパワー株式会社ですが、今回の借受人につきましては、たまエンパワー株式会社と生活クラブ東京の合併会社により申請がされております。

以上です。

議長（阿部会長）

事務局、もう少し補足はないですか。

事務局（山下所長）

今回、たまエンパワー生活クラブ東京つくい発電株式会社が行うのは、いわゆるノンフィット方式によるもので、固定価格買取制度ではない形です。ここで発電をして、電気事業者へ電気を売るという形ではなくて、送電網は電気事業者のものを利用いたしますが、自分たちでつくった電気を生活クラブの施設、店舗、生協の組合員の個人宅の電気として使うという形でございます。

以上です。

議長（阿部会長）

説明がありましたが、御発言ございますか。

15番（高橋委員）

私たちは、農地を守ろうというのが前提です。そうしますと、この下で大豆を作るということは、これだけのリスクがあるとみんなが思っているわけ。だから、売電するのも利用者からすれば大切かもしれないけれども、こういうのを建ててしまっただけで、できなかったら、すぐ取り壊してくださいよといったら、そっちもリスクが大きいではないですか。だから、そんなリスクの大きいことをしないで、もう少し規模を、これ、1万7,333㎡ですよ。そんな大きな面積をやらないで、もっと縮小して、ここをやって、結果が出てから増やしていったらどうですかと。それでなければ、我々は農地を守ってもらえないと言ったらいかがでしょうか。

議長（阿部会長）

事務局、ありますか。

事務局（山下所長）

ブルーベリーは実績がありますが、津久井在来大豆は実績がないことから、今回、認定農業者の研修を受けまして、来年度から作付けを行う計画です。申請地のほとんどが現状耕作されていない状況であります。今後は耕作が行われる形になります。また、行政手続法により書類が整っていれば受けざるを得ないという状況ですので、御理解いただければと思います。

以上です。

15番（高橋委員）

書類が整っているからって、駄目だと農業委員会が言っているんではないか。あるいは大豆が日陰でどうなんだと、菱山委員は専門家だから、その辺をきちんと聞いて、菱山委員が指導しますというなら我々も認めざるを得ないけど、それだけリスクは大きいんだから、リスクが大きいのを縮小してくださいと言っているんだから。全部は駄目です、30%ならいいですよとか、そういう話に持っていけないものかなということを言っているのよ。お願いしますよ。

議長（阿部会長）

事務局、どうですか。

事務局（武信総括副主幹）

今ここでは一時転用許可、支柱部分について審議をしていますが、営農型太陽光発電のパネル下で栽培する作物の収量につきましては、10年間の収支計画等を出させていただきますので、今後、それについては事務局で毎年毎年審査をします。そこで適正な収量が見込めないのであれば、撤去を前提に指導していくということになります。

以上です。

議長（阿部会長）

では、暫時休憩とします。

[休 憩]

議長（阿部会長）

再開します。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきたいと思います。

議案第5号及び議案第6号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手多数（賛成16 反対1）

議長（阿部会長）

挙手多数。

よって日程7議案第5号及び日程8議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 9 議案第 7 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、33 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号 8-1 から 8-3 及び 8-1001 は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和 8 年 4 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、34 ページから 35 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の作成を農業委員会から農地中間管理機構に要請するものです。

本庁管内の 3 件について説明いたします。

整理番号 8-1 は、更新のため貸借の権利を設定するもので、2 筆、902 m²です。

整理番号 8-2 から 8-3 は新規に貸借の権利を設定するもので、合計 2 件、3 筆、1,930 m²です。新規分の案内図は 27 ページから 30 ページを御覧ください。契約期間は、8-1 が 5 年 7 か月、8-2 及び 8-3 が 3 年 7 か月となっています。なお、8-3 の借受人は、本農業委員会が令和 8 年 1 月 19 日に新規就農者認定した者が初めて借り受けるものとなっています。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の 1 件について御説明いたします。

整理番号 8-1001 は、経営規模拡大のため、新たに貸借の権利を設定するもので、件数は 1 件、2 筆、1,989 m²です。案内図は 32 ページを御覧ください。契約期間は 5 年 7 か月で、枝豆を栽培する予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第7号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9 議案第7号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 10 議案第 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、36 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号 8-1 から 8-10 及び 8-1001 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和 8 年 4 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、37 ページから 38 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて権利設定をするための農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見するものです。

本庁管内の 10 件について説明いたします。

整理番号 8-1 から 8-4 は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計 4 件、6 筆、5,980 m²です。新規分の案内図は 33 ページから 40 ページを御覧ください。このうち 8-3 は、本農業委員会が令和 8 年 1 月 26 日に新規就農者認定した者が初めて農地を借り受けるものとなっています。

続いて、整理番号 8-5 から 8-10 は貸借の権利を更新するもので、合計 6 件、10 筆、6,385 m²です。このうち 8-9 及び 8-10 は、耕作者の変更を伴うものとなります。契約期間について、新規分は 3 年 7 か月、更新分は従前の貸借期間を引き継いでおり、7 か月、1 年 7 か月または 2 年 7 か月となっています。

法第 18 条第 5 項に規定する認可要件のうち、第 2 号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。

第 2 号ロ常時従事要件について、それぞれ 150 日以上で要件を満たしております。

第 3 号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、今回、審査対象者がおりません。

以上のことから、認可要件第 2 号を満たすものと判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の 1 件について御説明いたします。

整理番号 8-1001 は新規に貸借の権利を設定するもので、件数は 1 件、4 筆、1,202.61 m²です。案内図は 42 ページを御覧ください。契約期間は 8 年 7 か月で、ネギ、サツマイモなど露地野菜を栽培する予定です。

法第 18 条第 5 項に規定する認可要件のうち、第 2 号イ全部効率利用要件について、経営農地は適切に管理されております。

第 2 号ロ常時従事要件について、150 日以上で要件を満たしております。

第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、今回は審査対象者がおりません。

以上のことから、認可要件第2号を満たすものと判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第8号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程10 議案第8号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 1 議案第 9 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、1 3 番志村佳男委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

1 3 番 志村佳男委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 1 1 議案第 9 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、3 9 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号 8－1 1 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第 1 8 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和 8 年 4 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4 0 ページを御覧ください。

本議案は、議案第 8 号と同様の議案ですが、議事参与制限がありますので、別の議案となっております。

本庁管内の 1 件について説明いたします。

整理番号 8－1 1 は、新規に貸借の権利を設定するもので、1 件、1 筆、9 9 8 m²です。新規分の案内図は 4 4 ページを御覧ください。

法第 1 8 条第 5 項に規定する認可要件のうち、第 2 号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。

第 2 号ロ常時従事要件について、それぞれ 1 5 0 日以上で要件を満たしております。

以上のことから、認可要件第 2 号を満たすものと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第9号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程11 議案第9号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、13番志村佳男委員は御着席をお願いいたします。

13番 志村佳男委員 着席

て

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 2 議案第 1 0 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（清水総括主幹）

それでは、4 1 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 1 0 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づき、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等を決定し、公表するものとする。令和 8 年 4 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、4 2 ページから 4 4 ページを御覧ください。

議案第 1 0 号令和 8 年度最適化活動の目標の設定等につきましては、既に 3 月開催の全員協議会と今月 1 4 日に開催いたしました農地利用最適化推進委員連絡会で御確認いただいた内容でございます。

4 2 ページの農業委員会の状況を御覧ください。こちらにつきましては、農業委員会の体制と統計的な状況をお示しした内容になります。

2 の市内農家・農地等の概要につきましては、2 0 2 0 年の農林業センサスに基づいた数値となっております。

次に、4 3 ページの 1、最適化活動の成果目標の（1）農地の集積ですが、②目標の今年度の新規集積面積につきましては、令和 6 年 1 1 月に策定し、昨年、令和 7 年 9 月に見直しを行いました相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の目標数値に基づきまして、3 ヘクタールを目標値として設定いたしております。

（2）遊休農地の解消ですが、②目標の b 黄区分の遊休農地の解消につきまして、3 月の全員協議会、今月開催の推進委員連絡協議会におきまして、いろいろな御意見を頂戴しました。最終的に、黄区分の遊休農地につきましては、こちらの帳票に特段の記載は行いませんが、指針に基づきまして、引き続きの利用意向調査等を実施し、解消に向けた取組を実施してまいります。

なお、この議案について、本日の総会で御承認いただいた後には、農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づき、市ホームページ等に公表するとともに、県を通じて、関東農政局に報告する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第10号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程12議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 報告第 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 4 報告第 2 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 5 報告第 3 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 6 報告第 4 号 非農地証明書の発行について

日程 1 7 報告第 5 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 8 報告第 6 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（山下所長）

ありません。

議長（阿部会長）

皆さんから御発言はありますか。

5 番（藤村委員）

2 つあるんですけど、4 5 ページから 4 6 ページにかけて、これは昔からやっていてよく分からないんですけど、農家さんがお亡くなりになって、それを相続されて、生産緑地として残ることなのか、それとも買取申出ということだから、生産緑地をやめちゃうよという話になるんですか。

事務局（清水総括主幹）

こちらにつきましては、令和 7 年 1 0 月 1 8 日にお亡くなりになられまして、それともない買取り申出をするために主たる従事者についての証明書を発行したものになります。

5 番（藤村委員）

それで、どんなところかなと思って見たんだけど、農地ナビでは登録されていなくて、

その近辺を見ると、農地でないような場所が、要するに森みたいな、林みたいな状況なのでどのようなものかと。

15番（高橋委員）

ここは梨とブドウの畑です。

5番（藤村委員）

なるほど。

ここは生産緑地でなくなってしまうのですか。

事務局（清水総括主幹）

買取り申出をしたが買取る者がいなかった場合、生産緑地としての行為制限が解除され、農地以外の利用が可能になります。

5番（藤村委員）

次に、65ページについて、売上高が1,700万円となっていますが、観光農園だとこれだけの売上高になるのでしょうか。

事務局（山下所長）

報告対象年度1年前の実績約800万円で、報告対象年度1,700万円と倍になっているわけですが、会員制でして、会員数の増加で、来園者数も大幅に増えたこと、これに加えて、ジャムや蜂蜜などの加工品製造を本格的に開始し、物販収入が大幅に増加したということで、報告対象年度の売上高実績が約1,700万円になったと聞いております。

以上です。

5番（藤村委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程13報告第1号から日程18報告第6号を終わります。

以上で全ての日程が終了しました。

次回、第15回総会は、令和8年5月29日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は産業会館4階特別会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第14回総会を終了いたします。